

## 辰野町小規模工事等受注希望者登録制度について

### ◇小規模工事等受注希望者登録制度

小規模工事等受注希望者登録制度は、辰野町内の建設工事及び修繕の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどの理由により、入札参加の資格審査（競争入札参加願）を受けることができない者を対象に、辰野町が発注する小規模な工事や修繕等の受注を希望する者の登録を受け、見積先の選定資料とすることにより、町内小規模業者の受注機会の拡大を図るものです。

### ◇登録できる方

次に掲げる要件を満たす者で、建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数等は原則として問いません。ただし、申請者が直接工事（修繕）する場合に限りです。

1. 個人営業の場合は町内に住所を有する者、法人の場合は町内に主たる事業所を置く者
2. 随意契約に係る契約を締結する能力の有する者
3. 町税及び町の各種料金等を滞納していない者
4. 建設工事等の入札参加資格者名簿に登録されていない者
5. 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者

### ◇対象となる契約

予定価格が 50 万円未満の小規模工事や修繕等で、その内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるもの。

### ◇登録の方法

提出書類

1. 小規模工事等受注希望者登録申請書（様式第 1 号）

※業者選定時等に町税（各種料金等）の収納状況を随時確認させていただくことがあります。

2. 全部事項証明書（登記簿謄本）等

(1) 法人…法人の全部事項証明書

(2) 個人…代表者の身分証明書

※身分証明書は本籍地のある市町村戸籍担当課で交付しています。

3. 資格者証及び免許証等の写し（資格及び免許等が必要な業種）

※電気工事・管工事・消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要ですので、その資格者証等の写しを申請書に添付してください。

#### ◇申請書の受付

申請書の受付は、辰野町役場まちづくり政策課財政係で随時行います。

#### ◇登録の有効期間

令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間とします。

ただし、令和元年6月2日以降に申請（登録）された方は、名簿登載日から令和3年5月31日までとします。

#### ◇登録者名簿への登載及び公開

登録者名簿には受理した日から登録されます。

なお、契約制度の公平性及び透明性を図るため、一般の閲覧に供します。

#### ◇登録事項の変更申請

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更届（様式第2号）を提出してください。また、廃業等により申請を取り下げる場合にも同様に登録変更届を提出してください。

#### ◇登録の取り消し

登録者名簿に登載された者が、登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には登録が取り消されます。

#### ◇下請けの禁止等

請負った契約は、自ら履行することを原則とし、町が認めたとき以外は下請けさせることはできません。

よって、希望業種は、自ら施工（履行）できる業種としてください。